## ○津山圏域資源循環施設組合契約規則

平成21年4月27日 津山圏域資源循環施設組合規則第21号

(目的)

- 第1条 津山圏域資源循環施設組合の財産の売却、貸与及び工事その他の請負並 びに物件、労力その他の供給(以下「契約」という。)については、法令その 他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 (準用)
- 第2条 契約については、津山市契約規則(平成6年津山市規則第5号)を準用する。

(支払方法の特例)

- 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第2項に規定する継続費又は同法第214条に規定する債務負担行為に係る契約(国等の補助事業に係るものに限る。)における代金の支払方法については、管理者が別に定める。(契約保証金の特例)
- 第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第2項に規定する継続費又は同法第214条に規定する債務負担行為に係る契約(委託契約に限る。)を締結する場合であって、管理者が特に必要と認める場合においては、契約保証期間は年度ごとに分割することとし、契約保証金の額は当該事業年度の委託金額の10分の1以上とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年1月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年8月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。